

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月8日（平成30年（行情）諮問第76号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行情）答申第544号）

事件名：特定刑事事件に係る「措置入院，退院・退所，本人支援，本人の社会適応，本人を支援する人材育成に係る文書」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「措置入院，退院・退所，本人支援，本人の社会適応，本人を支援する人材育成に係る文書（特定事件に対応する）（「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」公開資料を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その全部を不開示とした決定については，別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成29年10月13日付け厚生労働省発障1011第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

法5条1号，5号及び6号柱書きに該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は，平成29年9月11日付けで処分庁に対して，法3条の規定に基づき，本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，平成29年11月13日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に対し，原処分における法の適用条項に法5条2号を追加した上で，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「措置入院，退院・退所，本人支援，本人の社会対応，本人を支援する人材育成に係る文書（特定施設の事件に対応する）」に関して行われたものである。

処分庁は、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」のために収集した本人に関する資料のうち，開示請求書に記載された項目（措置入院，退院・退所等）に関する資料を本件対象文書として特定した。

(2) 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チームについて

特定年月日に，相模原市の特定施設（以下「施設」という。）で発生した事件について，このような事件を二度と起こしてはならないという共通認識のもと，政府は，直ちに「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」を設置した。更に，事実関係の徹底した検証と，それを踏まえた再発防止策を関係省庁一丸となって検討するため，厚生労働省を中心に，複数の有識者に加え，内閣府，警察庁，法務省，文部科学省のほか，神奈川県，相模原市といった関係自治体も参加した本チームを設置し，この間，施設の防犯，容疑者に対する措置入院に係る対応，措置解除後の継続的な支援等について，現時点で把握できた事実関係をもとに検証作業を行った。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

原処分により不開示とした部分には，特定個人の氏名，生年月日，住所，指定年月日，処分に関する内容，診療記録等が記載されている。

これらの情報は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお，個人の権利利益を害するおそれがある情報であり，法5条1号に該当し，かつ，同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ及びロ該当性

原処分により不開示とした部分には，本チームにおける検討に資するため，行政機関の要請を受けて，公にしないと条件で任意に法人等から提供された当該者に関する情報が含まれている。そして，本チームにおいては刑事事件に係る検討を行っていることからすれば，公にしないと条件を付したことは，当該情報の性質，当時の状況等に照らして妥当であったと考える。

また，公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあり、また、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであり、法5条2号イ及びロに該当し、同号ただし書きには該当しないため不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条5号該当性

原処分により不開示とした部分には、審議、検討又は協議に関する情報が記載されている。

これらの情報の中には、非公表を前提に当該事件の関係者から得た情報も記載されている。このため、公にした場合には、非公表を前提に関係者から得た情報を踏まえ行われる同種の検討会や検討等に係る意思決定に当たり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、風評により信用を失墜させるなど、当該事件の関係者及び本チームの委員に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

また、刑事事件の被告人に関する個人情報や同人に対する医療等の支援の内容が記載されていることから、公にした場合には、当該事件及び被告人についての無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから、当該情報は、国の機関、地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を与えるおそれがあり、法5条5号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号柱書き該当性

原処分により不開示とした部分には、国の機関、地方公共団体が行う事務に関する情報が記載されている。

これらの情報は、刑事事件の被告人に対する医療等の支援に係る情報であり、かつ、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該機関に対するいたずらや中傷等が懸念されるなど、当該機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「法5条1号、5号及び6号柱書きに該当しない」として原処分の取消しを求めているが、これに対する

諮問庁の説明は上記（３）のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、不開示理由として、法５条２号イ及びロを追加し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成３０年２月８日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月２６日 | 審議 |
| ④ 平成３１年２月２０日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月２８日 | 審議 |
| ⑥ 同年３月１４日 | 審議 |
| ⑦ 同月２６日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、法５条１号、５号及び６号柱書きに該当するとして、その全部を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、法の適用条項を法５条１号、２号イ及びロ、５号並びに６号柱書きに改めた上で、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

理由説明書の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細な説明を求めさせたところによると、本件対象文書は「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」のために収集した本人に関する資料のうち、開示請求書に記載された項目（措置入院、退院・退所等）に関する資料であり、具体的には、特定個人の診療に係る記録、措置入院に関する記録、生活保護受給に関する資料、失業手当受給に関する資料等である。

(1) 別表の４欄に掲げる②の部分について

ア 通番１及び通番６ないし通番９について

当該部分は、何も記載されていない白紙であることから、法５条１号に規定する個人に関する情報には該当せず、また、同様の理由により、これらを公にしても、特定医療機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、国の機関等の相互間における率

直な意見の交換又は国の機関における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、国の機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及びロ、5号並びに6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2ないし通番5について

当該部分は、何も記載されていない白紙であることから、法5条1号に規定する個人に関する情報には該当せず、また、同様の理由により、これらを公にしても、特定医療機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、国の機関等の相互間における率直な意見の交換又は国の機関における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、国の機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法5条1号該当性について

当該部分は、特定個人の氏名、住所、生年月日、性別及び電話番号並びに特定個人に係る診療、生活保護受給及び失業手当受給に関する情報等であり、全体として、特定個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性及び法6条2項の部分開示等について

(ア) 通番1及び通番6ないし通番9について

a 別表の4欄に掲げる①の部分について

当該部分のうち、様式部分については、法令で定められている様式又は相模原市及び特定医療機関において一般に発行されている様式と認められ、特定医療機関の管理者、所在地及び電話番号については、医療法により都道府県知事が公表することとされており、その余の部分については、厚生労働省のウェブサイトで公表されている「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」に関する資料（以下「公表資料」という。）に記載されている情報と同様の内容又は公表資料に記載されている情報から推認できる内容であると認められることから、法5条1号ただし書イに該当する。

同様の理由により、これらを公にしても、特定医療機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、国の機関

等の相互間における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、国の機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及びロ、5号並びに6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b その余の部分について

当該部分は、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、上記aにおいて開示すべきと判断した部分の中に特定個人の氏名が含まれていることから、法6条2項の部分開示もできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及びロ、5号並びに6号柱書きについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2ないし通番5について

a 別表の4欄に掲げる①の部分について

当該部分のうち、様式部分については、法令で定められている様式又は相模原市及び特定医療機関において一般に発行されている様式と認められ、特定医療機関の管理者、所在地及び電話番号については、医療法により都道府県知事が公表することとされており、その余の部分については、公表資料に記載されている情報と同様の内容又は公表資料に記載されている情報から推認できる内容であると認められることから、法5条1号ただし書イに該当する。

同様の理由により、これらを公にしても、特定医療機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、国の機関等の相互間における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、国の機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b その余の部分について

当該部分は、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、上記aにおいて開示すべきと判断した部分の中に特定個人の氏名が含まれていることから、法6条2項の部分開示もできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、2号イ及びロ、5号並びに6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、法5条1号に該当すると認められるので、同条2号イ及びロ、5号並びに6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及びロ、5号並びに6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 頁	2 通 番	3 法5条該当号					4 開示すべき部分
		1 号	2 号 イ	2 号 ロ	5 号	6 号 柱 書き	
1 ないし 4	1	○	○	○	○	○	① 1 頁 1 行目ないし 3 行目, 1 5 行目 4 文字目ないし 8 文字目, 1 8 行目 4 文字目ないし 9 文字目, 1 9 行目 4 文字目ないし 1 0 文字目, 2 1 行目 4 文字目ないし 1 5 文字目, 2 3 行目 4 文字目ないし 1 9 文字目, 3 3 行目ないし 4 3 行目, 3 頁 1 行目及び 2 行目 ② 2 頁及び 4 頁
5, 6	2	○	○		○	○	① 5 頁 1 行目ないし 4 行目, 1 6 行目 4 文字目ないし 8 文字目, 1 9 行目 4 文字目ないし 9 文字目, 2 0 行目 4 文字目ないし 1 0 文字目, 2 2 行目 4 文字目ないし 1 5 文字目, 2 4 行目 4 文字目ないし 1 9 文字目 ② 6 頁
7 ないし 3 3 0	3	○	○		○	○	① 7 頁の文書の名称
3 3 1 , 3 3 2	4	○	○		○	○	① 3 3 1 頁の 1 行目ないし 1 3 行目 ② 3 3 2 頁
3 3 3 な いし 3 6 0	5	○	○		○	○	① 3 3 3 頁の様式, 受信日時, 氏名, 性別, 年齢, 職業, 保護した日時, 場所の各欄及び住所欄の 1 文字目ないし 6 文字目 3 3 5 頁の様式, 氏名, 職業, 事前調査の総合判定, 措置診察のための移送の有無, 移送先の指定病院等の各欄, 生年月日の年齢, 住

						<p>所の1行目, 2行目の1文字目ないし7文字目及び3行目, 移送開始及び終了欄の移送開始及び終了日並びに移送の概要欄の移送元及び移送先の施設の名称</p> <p>337頁の様式, 移送年月日, 移送種別, 通報日時, 診察先, 診察結果の各欄, 患者名欄の氏名, 性別及び年齢, 通報者欄の1文字目ないし3文字目, 27条・29条の2欄の医療機関の名称, 移送経路欄の1箇所目と2箇所目の施設の名称</p> <p>339頁の様式, 申請等の形式, 氏名, 職業, 診察時の特記事項, 診察時の特記事項, 医学的総合判断の各欄, 生年月日欄の年齢, 住所欄の1行目及び2行目の1文字目ないし11文字目, 病名欄の疾病の名称並びに診断した日付</p> <p>341頁の様式, 措置入院者欄氏名, 性別, 年齢, 住所の1文字目ないし6文字目及び入院措置日時の入院日</p> <p>343頁の様式, 申請等の形式, 氏名, 職業, 診察時の特記事項, 診察時の特記事項, 医学的総合判断の各欄, 生年月日欄の年齢, 住所欄の1行目及び2行目の1文字目ないし11文字目, 病名欄の疾病の名称並びに診断した日付</p> <p>345頁の様式, 申請等の形式, 氏名, 職業, 診察時の特記事項, 診察時の特記事項, 医学的総合判断, 行政庁の措置の各欄, 生年月日欄の年齢, 住所欄の1行目及び2行目の1文字目ないし11文字</p>
--	--	--	--	--	--	---

						<p>目，病名欄の疾病の名称並びに診断した日付</p> <p>347頁の様式，措置入院者欄氏名，性別，年齢，住所の1文字目ないし6文字目及び入院措置日時の入院日</p> <p>349頁の様式，措置入院者の氏名，性別，年齢及び住所の1行目及び2行目の1文字目ないし11文字目，入院以降の症状又は状態像の経過，退院後の帰住先，帰住先の住所の1文字目ないし9文字目，訪問指導等に関する意見及び障害福祉サービス等に関する意見の各欄</p> <p>353頁の様式，入院措置日，入院措置解除日の各欄，措置入院者の住所の1文字目ないし6文字目，氏名，生年月日の年齢部分</p> <p>②334頁，336頁，338頁，342頁，348頁，350頁，352頁及び354頁</p>
361， 362	6	○	○	○	○	<p>①361頁の1行目ないし8行目，10行目，11行目，14行目ないし16行目，19行目ないし21行目，23行目ないし25行目36文字目</p> <p>②362頁</p>
363ないし520	7	○	○	○	○	<p>①363頁の様式，日付，申請者住所の1文字目ないし9文字目及び現在住んでいるところの1文字目及び2文字目並びに365頁全部</p> <p>367頁の様式及び異動内容欄</p> <p>369頁の様式，世帯主氏名及び適用年月日欄</p> <p>371頁及び372頁の様式，3</p>

						<p>7 1 頁の判定年月日欄並びに 3 7 2 頁の 1 8 行目及び 1 9 行目</p> <p>3 8 7 頁ないし 3 9 0 頁の様式，保護申請日及び要否判定日， 3 9 5 頁及び 3 9 6 頁の様式，開始年月日，世帯主氏名及び居住地の 2 行目の 1 文字目ないし 6 文字目</p> <p>3 9 7 頁， 3 9 9 頁， 4 0 9 頁ないし 4 1 2 頁の様式</p> <p>4 1 3 頁の様式，日付及び住所の 1 文字目ないし 6 文字目</p> <p>4 1 5 頁の様式，要保護者氏名及び住所（郵便番号を除く）の 1 文字目ないし 6 文字目</p> <p>4 9 5 頁の様式及び住所の 1 文字目ないし 6 文字目</p> <p>4 9 7 頁の様式及び異動内容欄</p> <p>4 9 9 頁の様式，氏名，現住所の 2 行目の 1 文字目ないし 1 0 文字目，病名，現状，退職時の状況のうち，退職年月日，証明年月日，医療機関の名称，所在地及び電話番号</p> <p>5 0 1 頁全部</p> <p>5 0 7 頁の様式，患者氏名，生年月日の 1 2 文字目ないし 1 4 文字目，病名の 1 行目，診断年月日，医療機関の名称，所在地及び電話番号</p> <p>② 3 6 2 頁， 3 6 4 頁， 3 6 6 頁， 3 6 8 頁， 3 7 0 頁， 3 7 4 頁， 3 9 2 頁， 3 9 4 頁， 3 9 8 頁， 4 1 4 頁</p>
5 2 1 ， 5 2 2	8	○	○	○	○	<p>① 5 2 1 頁の 1 行目ないし 6 行目， 8 行目ないし 1 6 行目 1 0 文字目</p> <p>② 5 2 2 頁</p>

<p>5 2 3 , ないし 5 8 4</p>	<p>9</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p> <p>① 5 2 3 頁の様式及び求職者氏名 5 2 5 頁の様式, 氏名, 性別, 年 齢及び離職年月日 5 2 7 頁及び 5 2 8 頁の様式, 5 2 7 頁の受理日, 氏名, 年齢及び 住所の 1 文字目ないし 1 0 文字目 5 3 1 頁及び 5 3 2 頁の様式, 5 3 1 頁の離職者氏名, 離職年月 日, 離職者の住所のうち, 2 行目 及び 3 行目の 1 文字目及び 2 文字 目, 事業場の名称, 所在地, 電話 番号, 事業主の住所, 氏名, 5 3 3 頁の文書の名称, 氏名, 性 別, 離職年月日, 事業場の名称及 び電話番号 5 3 5 頁の様式, 氏名, 性別及び 住所の 1 文字目ないし 1 0 文字目 5 3 7 頁及び 5 3 9 頁の様式及び 日付 5 4 1 頁の様式, 氏名, 住所の 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目 5 4 3 頁の様式, 氏名, 住所の 2 行目の 1 文字目ないし 1 0 文字 目, 病名, 現状, 退職時の状況の うち, 退職年月日, 証明年月日, 医療機関の名称, 所在地及び電話 番号 5 4 5 頁の様式 ② 5 2 4 頁, 5 2 6 頁, 5 3 4 頁, 5 3 6 頁, 5 3 8 頁, 5 4 0 頁, 5 4 2 頁, 5 4 4 頁, 5 4 6 頁, 5 5 6 頁, 5 6 0 頁, 5 6 4 頁, 5 6 6 頁, 5 6 8 頁, 5 7 0 頁, 5 7 4 頁, 5 7 6 頁及び 5 8 4 頁</p>
----------------------------------	----------	----------	----------	----------	----------	--